

## 第4次本庄市男女共同参画プラン（案）

本庄市

## 第3章 計画策定の方向

### I 推進イメージ

#### 『ともに支えあい **誰もが** かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画において、まちづくりの将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ~世のため、後のため~」と定めました。

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指します。また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。

そして、この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい **誰もが** かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、すべての市民が男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲を持って活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしくかがやけるまちづくりを目指します。

2 施策体系			
政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業
あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 「世のため、後のため」	1 男女の人権 が尊重される意 識づくり	(1) 人権を尊重する意識啓発	1 人権尊重意識の高揚 ①人権尊重意識を醸成するセミナー等の開催 ②人権啓発活動の推進 ③多様な性のあり方への理解の促進
		2 男女共同参画の視点に立った意識 啓発	①男女共同参画意識を醸成するセミナー等の開催 ②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動 ③男女共同参画に関する広報活動の推進
		(2) 男女共同参画の視点に立った教 育、学習の推進	1 学校における男女平等教育、学習 の推進 ①男女平等教育の推進 ②教職員の研修の充実 ③保護者・PTAへの啓発の充実 ④体験学習の充実
		2 生涯学習における男女共同参画の 推進	①男女共同参画に関する講座の実施 ②学習情報の提供 ③男性向け講座の開催
		(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶 (本庄市配偶者等からの暴力防止及 び被害者支援基本計画)	1 暝の根絶のための意識啓発 ①DV防止に向けた啓発の充実 ②若年層への啓発事業の推進
		2 相談体制の充実	①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ②相談員の資質の向上 ③関係機関との連携 ④加害者対策の実施
		3 自立支援対策の充実	①関係機関との連携
		2 男女共同参 画の体制づくり	(1) 政策や方針の立案及び決定の場 への男女共同参画 ①審議会等における女性委員の割合 の増加 ②市職員研修の充実 ②適正な市職員配置の推進 ③女性管理職の登用 ④ハラスメントの防止
		1 職場における男女平等の促進 (本庄市女性活躍推進計画)	①男女雇用機会均等法の周知 ②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援 ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
ともに支えあ い 誰もが かがやくま ち 本庄	3 安心できる 家庭生活と働き やすい就業環境 づくり	2 労働相談事業の充実	①労働法律相談の充実 ②再就職支援のための情報提供
		3 農業、商工業における男女共同参 画の推進	①労働セミナーの開催 ②女性の起業支援と活躍の場の拡大 ③家族経営協定の締結促進 ④農業従事者への支援
		4 事業所に対する啓発	①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発 ②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進 ③育児休業、介護休業取得の促進
		1 地域で支える子育て環境の充実	①乳幼児健診・家庭訪問の充実 ②妊婦健康診査への助成 ③両親学級・育児学級の実施 ④母子相談の実施 ⑤ファミリーサポート事業の推進 ⑥多様な保育ニーズへの対応 ⑦保育施設の充実 ⑧学童保育の推進 ⑨つどいの広場事業の推進 ⑩子育てに関する相談体制の推進 ⑪留守家庭児童の就学支援 ⑫「親の学習」の推進
		2 男女がともに支える介護への支援	①介護に関する相談窓口のPR ②介護予防の取り組み ③介護保険制度の周知 ④家族介護者への支援
		1 高齢者の生きがいづくりへの支援	①老人クラブへの支援 ②高齢者への各種支援 ③高齢者への就労支援 ④高齢者の学習の場の提供
		2 障害者への支援	①障害者相談事業の実施 ②障害者の就労支援 ③障害者に対する各種支援の実施
		3 外国人への支援	①外国語による生活情報の提供 ②日本語教室の開催 ③日本語指導教室による支援 ④国際交流の促進
		4 防犯体制の整備	①非行防止緊急パトロールの実施 ②防犯活動ボランティアの育成 ③地域での防犯体制の推進 ④各種団体への支援
		5 防災体制の整備	①防災の分野における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応
4 心とからだの 健康づくり	(1) 健康づくりへの支援	1 健康保持対策の推進	①各種検診 ②健康相談 ③自殺防止に向けた普及活動の推進 ④精神的サポートへの取り組み
		2 健康づくり事業の充実	①健康づくりのための健康教室 ②中高年の健康教室
		3 食育の推進	①学校教育の充実 ②料理講習会を通しての食育の推進 ③正しい食の情報提供 ④地元農産物の利用促進 ⑤親子料理教室の開催
	(2) 生涯を通じた女性の健康支援	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの 意識啓発	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知 ②小・中学校における保健教育の充実
5 市民との協 働による男女共 同参画の推進	(1) 市民や様々な団体との連携	1 関係団体との連携体制の構築	①関係機関との協力体制の構築 ②男女共同参画活動拠点の設置
		2 人づくり事業の実施	①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 ②各種関係団体との連携
		3 市民の声の聴取	①広聴機会の拡大

## 第4章 施策の展開

### 政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な役割分担意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、いまだに私たちの生活や習慣、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV※）、セクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、売買春やストーカー行為※などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

また、男女という性別にとらわれず、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、性の多様性を理解し、尊重する意識の醸成も重要です。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス :夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント :相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※ストーカー行為 :特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	平成27年度	令和2年度
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	家庭 33.9% 教育 33.7% 職場 14.6% 地域活動の場 17.6% 社会通念 5.3% 法律や制度 21.8%	家庭 33.9% 教育 30.8% 職場 18.4% 地域活動の場 16.7% 社会通念 5.4% 法律や制度 18.8%

資料：「埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
人権を尊重する社会の実現	20.9%	23.1%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

## 施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、ともに社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

また、近年、性の多様性について社会的な認識が広まりつつありますが、依然として性的少数者に対する偏見や差別は解消されていないため、多様な性のあり方について理解の促進を図る必要があります。

### 施策の中項目 1 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下の平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。  各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	市民活動推進課  生涯学習課
②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課
③多様な性のあり方への理解の促進と支援	性の多様性を尊重する意識を高めるため、研修や啓発活動を充実させます。また、令和3年度より開始したパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。	市民活動推進課

### 施策の中項目 2 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課
③男女共同参画に関する広報活動の推進	「広報ほんじょう」やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。	市民活動推進課  広報課

## 施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していくよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

### 施策の中項目 1 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTAへの啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。  学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校PTA家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	各学校における係活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

### 施策の中項目 2 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	誰もが個性と能力を發揮して社会の中で活躍できる男女共同参画社会を目指し、セミナー等を積極的に開催します。	市民活動推進課
②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	男性が家庭に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

## 施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく  
「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固有的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

### 施策の中項目 1 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。  市内高等学校と協力し、高校生へのデートDV予防・啓発漫画冊子の配布、若年層を対象としたデートDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課  市民活動推進課

### 施策の中項目 2 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。  ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付 <b>(「緊急一時保護事業」を開始)</b> ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
③関係機関との連携	(府内) 既存の府内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に配慮した相談体制の充実を図る。  (府外) 警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
④加害者対策の実施	加害者の追及に対し適切な対応ができるよう、職員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民活動推進課

### 施策の中項目 3 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との連携	<p>被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。</p> <p>・主な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活基盤の確保</li> <li>② 各種情報提供及び手続きの支援</li> <li>③ 心身の回復に向けた支援</li> <li>④ 同伴の子どもに対する支援</li> <li>⑤ 就労に向けた支援</li> </ul> <p>被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センターや民間シェルター等のDV支援機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。</p>	市民活動推進課 関係各課

### 《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
人権尊重意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	843人	令和3年度	人	令和9年度
男女共同参画意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	54人	令和3年度	人	令和9年度

## 政策目標2 男女共同参画の体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が、更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等の女性委員の割合を高めたり、**女性管理職を積極的に登用するなどの取り組み**を進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

### 施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定に関わる管理職への女性の登用が進むよう人材育成を図ります。

#### 施策の中項目 1 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

#### 施策の中項目 2 庁内における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
②適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
③女性管理職の登用	「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課
④ハラスメントの防止	「本庄市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、ハラスメント防止に必要な研修を実施します。	行政管理課

## 《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	23.3%	令和3年度	%	令和9年度
管理的地位(課長級以上)にある職員に占める女性割合 (本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画による目標値)	13.6%	令和3年度	%	令和9年度

### 政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っていることが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に發揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促すとともに、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害者への支援を行い、防犯・防災体制の整備を進めます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
誰もが生き生きと働き続けられる環境づくり	4.7%	17.1%
子育て支援の充実	29.8%	38.3%
高齢者が生きがいをもって暮らせる体制の充実	19.2%	24.1%
障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制の充実	13.6%	20.4%
防犯体制の充実	25.4%	34.4%
防災対策や消防・救急体制の充実	26.2%	39.0%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

#### 施策の大項目(1) 男女とも働きやすい環境づくり

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく  
「本庄市女性活躍推進計画」として)

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※等の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、女性の活躍の場の拡大を促進するとともに、自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

※パワーハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

### **施策の中項目 1 職場における男女平等の促進**

主要事業	事業概要	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課
②女性が生き生きと能力を發揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などに係る労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働くよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課

### **施策の中項目 2 労働相談事業の充実**

主要事業	事業概要	担当課
①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課
②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課

### **施策の中項目 3 農業、商工業における男女共同参画の推進**

主要事業	事業概要	担当課
①労働セミナーの開催	就業の継続を願う男女が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーの開催を支援します。	商工観光課
②女性の起業支援と活躍の場の拡大	女性起業家等によるセミナーやイベント並びに在宅ワーカー育成セミナー等を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。	商工観光課
③家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行う家族経営協定の締結を促進します。	農政課
④農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、女性農業者団体の活動を支援します。	農政課

#### 施策の中項目 4 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスマントやパワー・ハラスマント等を防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制※等の導入を推進します。	商工観光課
③育児休業※、介護休業※取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めるよう事業所に呼びかけます。	関係各課

※フレックスタイム制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的です。

※育児休業：1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。

※介護休業：介護を必要とする家族を持つ労働者が、介護のために一定期間休暇を取ることを保障する制度です。

#### 施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

#### 施策の中項目 1 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	健康推進課
③両親学級・育児学級の実施	妊娠期及び出産期を安心して過ごせるように、仲間作りや体験学習の場として両親学級を実施します。また、出産後の育児期についても同様に、安心して子育てができるよう、乳児期の心身の発達や離乳食などについて学び、仲間作りも図れるよう育児学級も実施します。	健康推進課
④母子相談の実施	乳幼児の発育や発達、離乳食や母乳、性格や癖、子どもとの関わり方など、様々な育児における悩みや不安が軽減できるよう相談を実施します。	健康推進課

⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育、一時保育、病児保育及び病後児保育等の特別保育事業を実施します。	保育課
⑦保育施設の充実	多様な保育サービスの提供のため、施設の充実に努めます。	保育課
⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
⑫「親の学習」の推進	家庭での教育力の向上を図るため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を、小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

## 施策の中項目 2 男女がともに支える介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
①介護に関する相談 窓口のPR	介護保険関連のパンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課
②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、 <b>はにぽん筋力トレーニング（はにとれ）</b> を毎週開催して介護を必要としない身体づくりに努めます。	介護保険課
③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課
④家族介護者への支援	高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護者間の交流を図り心身の元気回復をしていただく「 <b>介護者リフレッシュ事業</b> 」や「 <b>要介護高齢者介護手当</b> 」「 <b>家族介護慰労金</b> 」を支給しています。また、介護者に対する正しい知識と理解を深め地域全体で支え合う体制を整えるため周知・啓発に努めます。	地域福祉課

### **施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援**

高齢者が生きがいを持って生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

外国人が言葉や文化の違いを乗り越え、地域で円滑に生活を送ることができるように、多言語での情報提供や日本語教室等の支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

#### **施策の中項目 1 高齢者の生きがいづくりへの支援**

主要事業	事業概要	担当課
①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野で生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	地域福祉課
②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	地域福祉課
③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	地域福祉課
④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学シニアコースを開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

#### **施策の中項目 2 障害者への支援**

主要事業	事業概要	担当課
①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課

### 施策の中項目 3 外国人への支援

主要事業	事業概要	担当課
①外国語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ外国語による生活情報を提供します。	市民活動推進課
②日本語教室	外国人への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	市民活動推進課
③日本語指導教室	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課
④国際交流の推進	市民間の相互理解を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。また、国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国語や文化、料理などを学習する機会を提供し、国際交流を推進します。	市民活動推進課

### 施策の中項目 4 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、本庄地域と児玉地域で、それぞれ年3回パトロールを実施しています。	生涯学習課
②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配布します。	危機管理課

### 施策の中項目 5 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、避難所運営組織には女性を含めます。また女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは巡回をします。	危機管理課

## 《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
職場における男女比の割合	40.7%	令和3年度	%	令和9年度
ファミリーサポート援助活動件数	1,839件	令和3年度	件	令和9年度
学童保育利用児童数の割合(%)	26.1人	令和3年度	人	令和9年度
つどいの広場事業参加者組数	3,146人	令和3年度	人	令和9年度
子育てに関する相談件数	4,561件	令和3年度	件	令和9年度
はにぽん筋力トレーニング登録者数	2,037人	令和3年度	人	令和9年度
市民総合大学シニアコース参加者数 高齢者向け公民館講座参加者数	2,003人 3,100人	令和3年度	人 人	令和9年度
障害者雇用率	確認中	令和3年度	%	令和9年度
防犯活動ボランティア団体数	106 団体	令和3年度	団体	令和9年度

## 政策目標4 心とからだの健康づくり

個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。情報提供や健康相談等の支援を行い、健康づくり事業の充実に努めます。また、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。男女が互いの身体の特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進め、女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の普及に努めます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
住民検診や健康指導が充実している	44.4%	57.2%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

### 施策の大項目(1) 健康づくりへの支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

#### 施策の中項目 ① 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
①各種検診	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
②健康相談の充実	健康増進、生活習慣病予防や様々な疾患について個別相談を実施します。	健康推進課
③自殺防止に向けた普及活動の推進	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるよう人材の養成(ゲートキーパー等)や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
④精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

## 施策の中項目 2 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①健康づくりのための健康教室	健康づくりの普及と啓発のため、健康教室・講座を実施します。	健康推進課
②中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

## 施策の中項目 3 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課  教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
②料理講習会を通じての食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通し、食育の推進を図ります。	健康推進課
③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すためホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する关心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

## 施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働くよう母性保護と健康管理について情報を提供します。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態を言い、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

### 施策の中項目 ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。また、母性保護についても、啓発パンフレット等を活用し、理解と協力を得られるように努めます。	健康推進課
②小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動が取れるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課

## 政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、事業者等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
市民との協働によるまちづくりの推進	27.4%	30.6%
市民参加と透明性の高い行政運営の推進	26.2%	30.4%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

### 施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

#### 施策の中項目 1 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との協力体制の構築	事業者、地域団体、NPO※、等と情報交換を進め、地域社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワークづくりの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

※NPO:特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っています。

#### 施策の中項目 2 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

**施策の中項目 3 市民の声の聴取**

主要事業	事業概要	担当課
①広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、Info メール等を活用し、市民の意見を聞く手段を拡大させます。	秘書課

**《推進指標》**

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの開催回数	0回	令和3年度	1回	令和9年度

## 第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

### I PDCAサイクルによる本計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めしていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、各課の取り組みをPDCAサイクル※によって点検・評価します。

※PDCA サイクル:Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法。

### 2 市民・関係団体との連携

男女共同参画に関わる取組は多岐にわたることから、行政機関だけで推進していくことは困難です。市民及び事業者・地域団体・NPO等の関係団体と連携して、地域全体で施策の推進に取り組みます。

### 3 男女共同参画条例の制定

男女共同参画の施策の推進のため、男女共同参画条例の制定を目指します。